

本条例において主体となる対象について

1 対象の考え方

	国・市町	三重県民	事業者	ボランティア 団体 事業者団体	三重県民 以外の個人
県民及び事業者	×	○	○	×	×
県以外の者	○	○	○	○	○
県民、事業者及びこれらの者で構成される民間の団体	×	○	○	○	×

2 該当箇所

第2 基本理念

1 多様な主体の連携協力

花とみどりの活用の推進に当たっては、県、国、市町、県民及び事業者の多様な主体が相互に連携し、及び協力して効果的に行われるよう努めなければならない。

2 県民及び事業者の意識の高揚等

花とみどりの活用の推進に当たっては、県民及び事業者の意識の高揚を図りつつ、自発的な活動が促進されるよう努めなければならない。

第3 県の責務等

1 県の責務

(1) 〔略〕

(2) 県は、(1)の施策の策定及び実施に当たっては、県民及び事業者との協働に努めるとともに、国との緊密な連携を図るものとする。

第4 基本的施策

1 県有施設等における花とみどりの活用

(1) 〔略〕

(2) 県は、県以外の者が設置し、又は管理する施設において、その施設の特性に応じ、花とみどりが活用されるよう必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 街路樹等の機能の発揮

(1) 〔略〕

(2) 県は、県以外の者が管理する街路樹等が有する良好な景観の形成の機能その他の機能が十分に発揮されるよう必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

6 花とみどりの名所づくりの推進

(1) 〔略〕

(2) 県は、花とみどりの名所づくりを行い、又は行おうとする県民、事業者及びこれらの者で構成される民間の団体に対して、必要な支援を行うよう努めるものとする。

9 県民等の理解の増進等

県は、花とみどりの活用の推進に関する県民及び事業者の理解を深めるとともに、花とみどりの活用の推進に向けた県民及び事業者の気運が醸成されるよう必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

第7 施策の推進

2 三重県花の日及び三重県街路樹の日

(1) 花とみどりの活用の推進に関する県民及び事業者の理解を深めるとともに、花とみどりの活用の推進に向けた県民及び事業者の気運を醸成するため、三重県花の日及び三重県街路樹の日を設ける。

(2)・(3) 〔略〕